

戸籍証明書等の郵送請求のしかた

請求することができる方

- (A) 戸籍に記載されている本人、配偶者、直系尊属(父母・祖父母など)、直系卑属(子・孫など)
- (B) 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方
【例】死亡した兄弟姉妹の相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合等
- (C) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- (D) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方
- (E) 弁護士、司法書士などの法律で定められている方

請求に必要なもの

①戸籍証明書等の交付請求書

※請求者の住所、氏名、生年月日、押印（スタンプ印、ゴム印は不可）、電話番号

※必要な戸籍について、本籍・筆頭者・必要な方の氏名・生年月日・請求者との関係

※必要とする証明の種類と数、使用目的等。なお、必要な証明の種類等が分からない場合は、具体的に必要とする戸籍の内容（例：死亡した者の出生から死亡までを1組）

以上を用紙に記入します。請求書に不備等がありますと、お電話で確認します。昼間連絡のつく電話番号を必ずお書きください。

②手数料

手数料は、定額小為替でお願いします。郵便局で購入できます。（切手や収入印紙はお取扱いできません。）できる限り手数料ごとの単位（300円・450円・750円）で送付してください。戸籍等で必要部数がわからない場合は、多めに送付してください。必要な分だけいただき、差額は定額小為替でお返しします。

③返信用封筒

請求者の住所・氏名を記入した封筒に、切手を貼って同封してください。

郵送料が不足しそうなときは、必要な額の切手を同封してください。（例 84円+10円）

送付先は、④の本人確認書類に記載された住所です。勤務先等には送付できません。

④請求者の本人確認書類

運転免許証・健康保険証・住民基本台帳カード等いずれかのコピーを同封してください。

現在の住所（＝返信用封筒の送付先）がわかるようにコピーをしてください。

※パスポートは現住所の証明になりませんので、郵送請求の際は本人確認書類に該当しません。

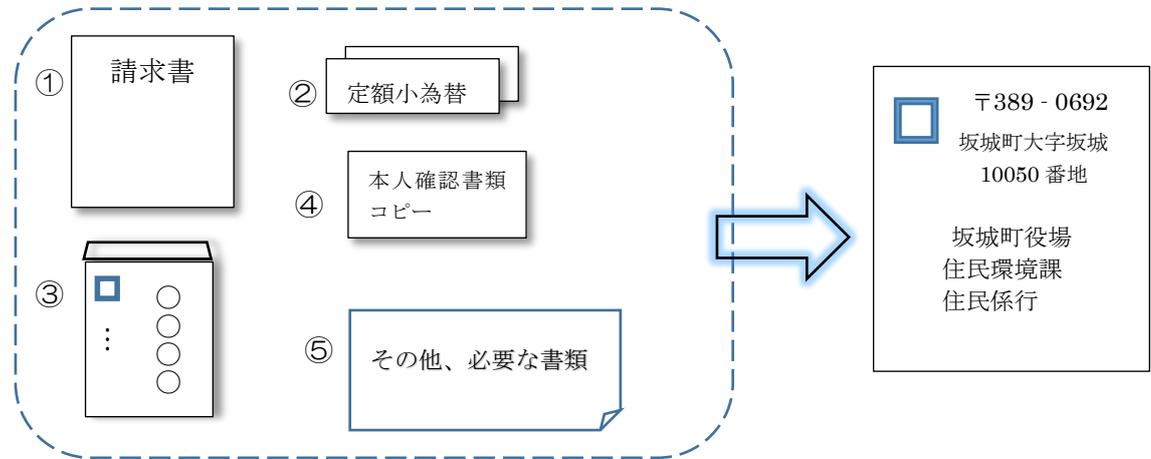
⑤その他、必要な書類

※直系親族にあたる方からの請求の際に、坂城町にある戸籍で続柄が確認できない場合は、直系親族であることが確認できる資料（戸籍謄本等）が必要です。

※上記1（A）～（E）の代理人からの請求の場合は、請求できる方からの委任状が必要です。

※交付請求書の記載から請求の理由が明らかでない場合には、必要な資料を送付していただくこともあります。

①～④（必要に応じて⑤の書類）を住民係まで送付してください。



送付先 〒389-0692
 長野県埴科郡坂城町大字坂城 10050 番地
 坂城町役場 住民環境課 住民係

手数料

種 類	手数料 (1通)
戸籍全部事項証明 (戸籍謄本)	450円
戸籍個人事項証明 (戸籍抄本)	450円
除籍全部事項証明 (除籍謄本)	750円
除籍個人事項証明 (除籍抄本)	750円
改製原戸籍謄本	750円
改製原戸籍抄本	750円
戸籍附票	300円
身分証明書	300円
独身証明書	300円

戸籍と附票を改製しています

坂城町では、平成 9 年 10 月に戸籍と附票をコンピュータ化しています。

コンピュータ化前の戸籍と附票は、「改製原戸籍」「改製原附票」として保存しています。

平成 9 年 10 月以前にあった、以下の内容の証明は「改製原戸籍」を請求してください。

- * 死亡、婚姻、離婚などによって戸籍から除かれた人
 - * 離婚したこと、養子離縁したこと
 - * 認知したこと、養子にしたこと
 - * 帰化したこと
- など

また、平成 9 年 10 月以前の住所の履歴は、「改製原附票」を請求してください。

なお、平成 9 年 10 月の改製以降に、本籍を坂城町以外のところへ移した方（転籍した方）は、転籍から 5 年を経過すると「改製原附票」の発行もできなくなりますのでご注意ください。